

亀山市立亀山南小学校いじめ防止基本方針

I いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立つことが必要である。

＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

上記の考え方のもと、亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」

「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「亀山南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

「いじめられている児童を徹底して守り通す」「いじめを積極的に認知する」「いじめは学校や家庭、地域等のすべての関係者が総がかりで取り組むべき問題である」という意識をもち、いじめ問題に取り組む。これらのことを踏まえ、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

なお、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することなく、いじめられていても本人が否定することがあり得ることを踏まえ、当該児童の様子をきめ細かく観察することとする。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(I) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、心理の専門家等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を常設する。また、必要に応じて、学級担任が委員会に加わる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ④ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ⑤ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者・地域との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のために

- ① いじめについての共通理解
 - ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
 - イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ア 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
 - ウ いじめ防止・早期発見に必要な知識やいじめを発見したときの対応方法を身につけさせる学習を推進する。
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていく。
 - イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
 - ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、一人ひとりを大切にしたいきめ細やかな指導、支援を行う。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育成
 - ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努める。
 - イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極

的に設ける。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

- ア 4月、11月をいじめ防止月間とし、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- イ その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう働きかけ、教職員は児童とともに積極的に取り組む。
- ウ 道徳教育、人権教育を中心に豊かな情操と自律心を養い、インターネットやSNS上でのいじめにも対応できるようネットリテラシーや情報モラル教育を推進する。

(2) 早期発見

① いじめの実態を把握するための取組

- ア 日常的な児童への目配りや生活ノートや連絡帳等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
- イ 学期に1回以上の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む
- ウ 児童が悩みや不安などをどの教職員にも相談できる体制を整備するとともに、保健室の利用、電話相談窓口等についても児童に広く周知する。

② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

(3) 措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することも重要である。
- イ いじめを発見又は情報を得たら原則としてその日のうちに校長と関係職員が情報を共有し、当面の対応を決定して直ちに初動の対応を行うとともに、学校の「いじめ防止対策委員会」において情報の共有を行う。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害加害双方の保護者に連絡する。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- エ いじめに関する通報及び相談を受けた者は、いじめに関する通報または相談を行った者等の個人情報を適切に保護するよう留意する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速

に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやし立てたり、面白がったりして同調していた児童や暗黙の了解を得て傍観していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、被害児童やその保護者からの被害の訴えがなく、かつ複数の教員の観察等から実態がないと判断されたときとするものとする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑥ L G B T（性的マイノリティ）、原発事故被災者、感染症等に起因するいじめの対応

L G B T（性的マイノリティ）や原発事故等の大災害における避難児童、新型コロナウイルス感染症などをはじめとする様々ないじめ事象への対応が求められる。これらについては、被害の実態を把握した段階で、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。併せて、児童への正しい知識の啓発を進めるとともに、保護者、地域に対してもその理解、学校への協力を求めることを目的に当事者等による研修など啓発活動を推進する。

⑦ いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。教職員は、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑧ 関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

保護者には、いじめが絶対に許される行為ではないこと等、いじめ問題の基本的な考え方について、責任をもって教えていただくとともに、子どもの日常生活に関心をもち、携帯電話やSNS等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルールづくりや子どもが悩みを打ち明けやすい雰囲気づくりに努めていただく。

そして、学校は、保護者とともに、学校等が講じるいじめ防止等のための措置に連携して取り組み、いじめの問題が発生した際は、学校と保護者が緊密な連携を図り、一致協力して解決にあたる。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。

学校は、地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発していく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

子どもたちを取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童の課題も多様化するとともに、深刻化・複雑化している。児童が健やかに成長していくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力がこれまで以上に重要となっている。そこで、学校は、学校運営協議会やPTA活動、保護者会等の機会を利用して、いじめ問題の重要性や指導方針等の情報提供を行ったり、学年通信等を通して協力を呼びかけたりする。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民も一体となった、地域ぐるみでいじめ防止対策を推進する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条における重大事態とは、

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①の「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況で判断する。たとえば、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、欠席日数が30日に満たなくとも重大事態として迅速に調査する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

児童の保護者が転学を申し出た場合には、学校はその理由を丁寧に聞き取るとともに、いじめやいじめの疑いがある場合には、直ちに亀山市教育委員会に報告を行う。

被害児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、亀山市教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証する。決して、被害児童・保護

者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠らない。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、校長は直ちに亀山市教育委員会に報告するとともに、教育委員会や関係機関の指導・支援を受けながら調査を行い、事態の解決にあたる。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。

(3) 重大事態への調査

①調査の趣旨及び調査主体

ア 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

イ 学校からの報告を受け、亀山市教育委員会が調査主体、組織、方法等を判断する。

ウ 学校が調査主体となる場合は、亀山市教育委員会より必要な指導、また、人的措置を含めた支援を受ける。

②調査内容

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのような対応をしたかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(4) 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

調査実施前に、被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。説明を行う主体は、教育委員会及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断する。

① 調査の目的・目標

② 調査の主体（組織の構成・人選）

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

④ 調査事項（いじめの事実関係、学校設置者及び学校の対応等）・調査対象（聞き取り等をする児童・教職員の範囲）

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）

⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

調査を実施するにあたり、上記①～⑥までの事項について、加害児童及びその保護者に対しても説明を行う。その際、加害児童及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。

(5) 調査結果の提供及び報告

調査結果については、亀山市教育委員会を通じて市長に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する。

— 参 考 — <いじめに関する相談窓口>

亀山市いじめ等の教育相談窓口

電 話 0595-84-5077 相談日時 月～金（午前9時～午後5時）

「こどもLINE相談みえ」

（対象）中学生、高校生（相談時間）平日の午後5時から午後9時まで

（方法）無料通信アプリLINEでの相談（相談者）臨床心理士等が対応

「いじめ電話相談」 毎日24時間 三重県教育委員会 TEL059-226-3779

「24時間SOSダイヤル」 毎日24時間 文部科学省 TEL0120-0-78310

「少年相談110番」 平日9:00～17:00 三重県警察 TEL0120-41-7867

「こどもほっとダイヤル」 13:00～21:00 TEL0800-200-2555

「子どもの人権110番」 平日8:30～17:15 法務省 TEL0120-007-110

「こども弁護士ダイヤル」 平日9:00～17:00 三重弁護士会 TEL059-224-7950

「チャイルドラインMIE」 月～土16:00～21:00 TEL0120-99-7777

平成26年3月15日制定

平成29年7月11日改訂

平成30年4月1日改訂

令和2年5月21日改訂

令和5年8月31日改訂